

取 扱 基 準

名 称	新潟空港周辺環境対策事業補助金 (住宅騒音防止対策事業)
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	航空機騒音防止法による指定区域内で、昭和57年3月29日以前に建築した住宅にお住まいの方に防音工事の工事費を補助。また、防音工事や更新工事により設置した冷暖房機や換気扇などの空調機器が10年以上の使用により故障や機能が失われている場合に、空調機器を交換する工事費を補助。
目 標	数値化■ 非数値化□
	航空機騒音防止法による指定区域内の航空機騒音被害の軽減 実施率100% 〈目標が数値でない場合の評価方法〉
補助事業者	補助事業者が市民であるため、個人情報保護法に抵触するおそれがあり、公表できません。
補助対象経費の 内 容	防音工事、空調機更新工事
補助額 及びその算定方法 又は補助率	【防音工事】 原則、国：99%、県：0.5%、市：0.5% 【空調機更新工事】 原則、国：50 から 60%、県：20 から 25%、市：20 から 25% 〈補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由〉 航空機騒音防止法などに基づき、国、県、市で行う、補償的意味合いをもつ制度のため。
開始時期	令和 8 年 4 月 1 日
評価の時期	令和10年 9月30日
終 期	令和11年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	補助事業者が市民であるため、個人情報保護法に抵触するおそれがあり、公表できません。
担当部署	都市政策部 港湾空港課 電 話：025-226-2743 e-mail：kowankuko@city.niigata.lg.jp